



◇滝西保育所が休所のつどい

50年の歴史を刻む滝西保育所（運営・今井勇人会長）が入所児童の減により休所されることになり、3月20日開設場所である滝西会館で、「休所のつどい」が開かれました。当日は地域住民や、子どもたち、今は父母となっている卒所生のなど約70人の皆さんが集まり、賑やかな集いとなりました。

はじめに、所長の滝西小学校新井校長より、この保育所は昭和33年に地域婦人会、PTA、滝西・三区・四区の駐在員の嘆願によって季節保育所として設置されたこと、当時は20万円の予算しかなかったこと、その後保育の充実を図る意味で通年保育を実現したことなど、保育所の沿革に

ついてお話がありました。そのあと、今年卒所の今井和歩ちゃん、関唯真くん、藤村和来ちゃんによる出し物や、スライドやビデオの上映、歴代の先生方からのお便りの披露などがあり、寂しさの中にも笑いと懐かしい思い出の広がる集いとなりました。

町では、滝西保育所と小学校が連携して放課後小学生の活動拠点としても活用されてきた経過を尊重し、滝西小学校の協力を得て平成20年度から校内に「放課後子供教室」を開設することとしました。今後、保育所の活動の一部はこの放課後子供教室に引き継いで実施していくこととなります。



卒業生など約70人が

◇双子の姉妹が自衛隊に入隊

3月2日、西紋地区自衛隊入隊予定者激励会が、みゆきローヤルパレスで開かれまし



謝辞を述べる双子の姉妹

式典では、紋別市長、遠軽駐屯地司令らが式辞を述べ、先輩隊員として山順也一等陸士（滝上高校出身）が自衛隊生活について「新しい経験、苦しいことは自分を試す良い機会。努力は必ず報われる。」と激励の言葉を寄せました。これに対し4月から入隊予定代表の岸真梨子さん・江梨子さん姉妹（滝上町出身）が謝辞を述べ、「初志貫徹、立派な自衛官、社会人となるように努力します。」と決意を新たにしました。

◇手づくりソーセージ

3月21日、農産品加工研究センターで、滝上中学校1年生17人が総合学習のなかで、ソーセージづくりを体験しました。ほとんどの生徒がはじめての体験で、ケーシング（ソーセージの皮）にソーセージの種を詰め込んだものを、ねじりながらソーセージの形にしていく作業を、真剣な表情で取り組んでいました。生徒達は、「早く食べてみたい」と、出来上がるのが待ち遠しい様子でした。

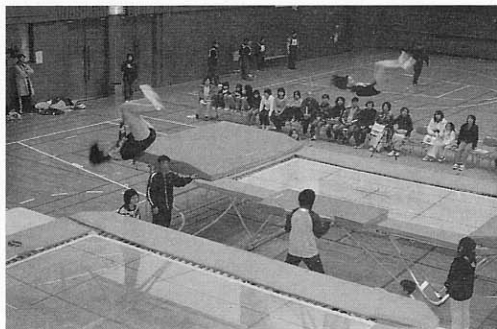


ねじってソーセージの形にします

農産品加工研究センターでは、ソーセージの他にも、ベーコン・味噌づくりなどの体験も出来ますので、お気軽に問い合わせください。

◇トランポリンフェスティバル

第11回トランポリンフェスティバル（主催 滝上町トランポリン少年団）が3月16日スポーツセンターで開催されました。



息ピッタリのシンクロ競技

フェスティバルでは、トランポリン少年団（団長 秋山範彦さん）による個人・シンクロ競技の演技発表会が行われ、日頃の練習成果が披露されました。

また、全国トップレベルの赤塚洋人さん（トランポリンクラブ北見）を招いた模範演技では、難度の高い演技に観客は魅了されました。

◇森の音楽会（こぐま）



おもちゃの兵隊を演奏する小学生

3月30日、文化センターで、こぐまバンドによる第38回目の森の音楽会が行われました。音楽会は、独奏の部・重奏の部の2部で構成され、クラシックから演歌まで聴き慣れた19曲の演奏を披露しました。「おもちゃの兵隊の行進」では、小学生の4人がエプロンを付け、フライパンや鍋を使っての演奏を披露しました。会場が盛り上がり手拍子の場面もあり、集まった120人のお客さんを楽しませてくれました。

守られていますか？ あなたの人権！



全国人権擁護委員連合会は、人権擁護委員法が施行された6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、全国的な啓発活動を展開しています。

平成20年度は、6月1日が日曜日となるため、滝上町では6月2日の月曜日に「特設人権相談所」を開設します。

■日時 6月2日（月）午後1時～3時

■場所 滝上町役場 町民相談室

人権擁護委員は、年間を通じて法務局の常設人権相談所、法務局に設置された専用相談電話『子どもの人権110番』（全国共通フリーダイヤル☎0120-007-110）や『女性の人権ホットライン』（全国共通☎0570-070-810）、役場で開設する特設人権相談所などで相談を受け付けています。「これは人権問題ではないだろうか」「どこに相談すればいいのだろう」など困ったことがあれば、まずは人権擁護委員にお気軽にご相談ください。

◇問い合わせ先

住民生活課戸籍係

☎29-2111（内線43）

小児救急電話相談の実施曜日 （土曜日）の拡大について

道では、これまでの平日（午後7時～午後11時）に加えて、平成20年4月5日から土曜日（午後7時～午後11時）も小児救急電話相談事業を行うこととしましたので、お知らせします。

■小児救急電話相談事業

夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、専任の看護師や医師が保護者からの相談に対し、電話により助言を行っております。

例えば・・・

○子どもが熱を出して、下痢をしています…

○子どもの咳が止まらなくて…

○子どもが誤って洗剤を飲んでしまって…

など、

小児救急に関する相談を受け付けています。

■ ☎ 011-232-1599（プッシュ回線の固定電話及び携帯電話からは、短縮ダイヤル「#8000番」も利用できます。）

■相談実施日時

月曜日～土曜日までの午後7時から午後11時まで（祝日及び年末年始は（12月29日～1月3日）は除きます。）

■ご利用にあたっての注意事項

医師が直接診察して治療をするものではなく、あくまでも電話による家庭での一般的対処などに関する助言アドバイスを行うものです。

◇問い合わせ先

保健福祉課健康推進係

☎29-2111（内線41）